

持続可能な水泳授業の実施に関して、学校プールの管理・運用等の視点から、教育委員会・学校における対応の参考資料を作成しましたのでお知らせします。

事務連絡
令和8年2月12日

各都道府県・指定都市教育委員会体育主管課 御中

スポーツ庁政策課

持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料について

日頃から体育指導の充実に御尽力・御協力賜り誠にありがとうございます。

昨今、特に学校プールの管理・運用等の視点から、水泳授業の実施について、各地において様々な検討が行われているところですが、持続可能な水泳授業の実施に関して対応の参考としていただくための資料を作成しましたのでお知らせします。

学校プールの在り方も含めた様々な課題に対応し、子供たちの水泳授業の機会を確保するためには、教育的効果や教師の負担軽減の観点、財政面等から多角的な検討が必要です。ついては、本件について域内の市区町村教育委員会へも周知いただき、各地域の実情を踏まえながら、教育委員会と学校が連携し、中長期的な視野を持って、子供たちの学習機会の確保に向けた検討・対応を進めていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、資料巻末には、ポイントをコンパクトに確認いただく際に活用いただけるよう、チェックリストの例を収録しています。学校における働き方改革の観点から、チェックリストも併せて活用するよう周知いただくなど、適切に御対応いただきますよう併せてお願いいたします。

記

資料名：持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料

～学校プールの管理・運用等の視点を含めた水泳授業実施に係るポイント～

- ※ 巻末の「チェックリストの例」は、各地域の実情等に応じて編集の上御活用いただけるよう、別途編集可能媒体もお送りします。
- ※ 別添にて、学校のプールの整備等に活用いただける「学校施設環境改善交付金」に関する資料もお送りします。令和7年度より制度改正を行い、社会体育施設と公共施設との複合化・集約化を図る際の補助率を引き上げております。
- ※ 本件は「令和7年地方分権改革に関する提案募集（管理番号：R7-385）」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応です。
 - ・ [文部科学省 最終的な調整結果](#)（83～85頁）
 - ・ [令和7年の地方からの提案等に関する対応方針](#)（令和7年12月23日閣議決定）（79頁）

スポーツ庁政策課企画調整室学校体育指導係
電話：03-6734-2674
メール：skikaku@mext.go.jp

持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料 ～ 学校プールの管理・運用等の視点を含めた水泳授業に係るポイント ～

本資料は、昨今の水泳授業を取り巻く状況を踏まえ、各教育委員会・学校において、持続可能な水泳授業の実施に向けた検討を行うに当たり、参考としていただきたいポイントをまとめたものです。

巻末には、ポイント等がコンパクトに確認できるよう、チェックリストの例を付していますので併せて活用ください。

1. 水泳授業の意義・実施上の課題について

学校の授業における水泳運動系の内容は、水の中という特殊な環境における物理的な特性（浮力、水圧等）を生かし、浮く、呼吸する、進むなどの課題を達成し、**水に親しむ楽しさや喜びを味わうことのできる運動**として位置づけられています。また、児童生徒が水の中で運動する経験を通して水に慣れ親しみ、身を守る方法や知識を身に付けることは、**水難事故防止にも繋がる**ことが期待されます。

こうした水泳授業を実施する意義等については学習指導要領においても示しており、各教育委員会・学校においてはその趣旨を踏まえ水泳授業の機会確保について取り組んでいただいているところですが、昨今、水泳授業を実施する上で、学校プールの在り方等を含めて以下のような課題が指摘されています。

- ・学校プールの老朽化やそれに伴う維持管理コストの増加
- ・水泳授業に係る教職員の管理上・指導上の負担
- ・天候等の影響による計画的な授業実施の困難性や安全確保に関する対応の必要性

2. 持続可能な水泳授業の実施に関する対応のポイント

学校プールの在り方も含めた様々な課題に対応し、児童生徒の水泳授業の機会を確保するためには、教育委員会と学校が連携した取組が必要ですが、一部の自治体では、地域の実情を踏まえ、**学校プールを集約して複数校で共同利用**する体制を整えたり、**近隣の公営・民営プールを活用**するなど、様々な検討や工夫が進められています。

こうした対応については、教育的効果や教師の負担軽減の観点、財政面等から**多角的な検討を要するもの**です。ここでは、特に学校プールと水泳指導の関わりについてポイントを絞り、参考となる情報を整理していますので、**各地域の実情等を踏まえ、児童生徒の学習機会の確保に向けた検討・対応**をお願いします。

(1) プールの共同利用・学校外のプールの活用

学校プールの老朽化や稼働状況を踏まえたプールの共同利用・学校外のプールの活用について、以下のような方法が考えられます。

- 地域の学校間での共同利用

近隣の学校間等で必要なプールの数や組み合わせを整理し、学校プールを共同利用する方法

○ **公営プール（社会体育施設）の活用**

一般向けの公営プールの利用時間やエリアを区切って、学校の水泳授業に活用する方法

○ **民間プールの活用**

民間事業者が管理するプールの利用時間やエリアを区切って、学校の水泳授業に活用する方法

自校以外のプールを利用する場合は、**施設への移動時間を考慮した時間割**を工夫する必要があります。例として、2単位時間を連続して複数の学級が同時に授業を実施することで、実技指導の時間確保と移動回数の削減を図っている事例もあります。また、施設への移動にバスを使用する際には、車内を事前事後学習や安全指導等に活用することも考えられます。

通常授業の場合							
1時間目	休	2時間目	休	3時間目	休	4時間目	給食等

水泳授業がある場合							
1時間目	休	2時間目	休	移動	水泳授業（約70分）	移動	給食等

一方、受け入れる施設の側にもキャパシティや繁忙期の問題、一般の利用者による利用との調整等が生じるため、**学校・教育委員会と施設との間で十分な調整が必要**です。

また、学校外のプールへの移動に当たっては、**移動手段に応じた児童生徒の安全確保**が必要になります。貸切バスを利用する場合は、学校や施設の敷地内に直接乗り入れられないケースもあり、安全な乗降場所を検討する必要があります。

管理者が別に存在する施設であっても、**あらかじめ施設の構造（水深やプールの形状（傾斜式、入水時のステップの有無等））や設備等について把握するとともに、安全確認の方法、非常時の対応（AED・救命具・通報手段の確認などを含む）等について、施設管理者や指導に参加する教師や監視員等との間で十分な情報共有**を行い、**安全に授業を実施できる体制を整えておくことが大切**です。

こうした安全確保に関する事等について、**事前に児童生徒へ十分な指導**を行うとともに、**指導体制等について保護者に必要な周知**を行うことにも留意が必要です。

利用する施設が**屋内プール**の場合、**天候に左右されず、年間を通じて安定的・計画的に授業を実施できる**ことも大きな利点となります。

こうした共同利用等の事例について、文部科学省では、学校プールの共同利用、公営プールの利用、民営プールの活用等について、それぞれ特徴的な事例をまとめた、「[学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集](#)」（令和2年3月）を作成・公開していますので参考としてください。

次ページでは、この中からいくつかの事例を簡単に紹介します。

学校プールの共同利用 茨城県下妻市

稼働率を踏まえた集約計画により管理等を効率化

- ▷学級数や水泳授業数により必要プール数を算出
- ▷必要プール数と共同利用の組み合わせにより効率的な運用を実現
- ▷老朽化の激しいプールから順次共同利用に移行

～保有している 11 校のプールから 6 校のプールを廃止し、5 校に集約化～

【現状 11 プール】	30 年間で 4.56 億円削減	【5 プールに集約】
30 年間の整備費 : 約 11.66 億円		30 年間の整備費・運営費 : 約 7.1 億円

施設担当部署を中心に
検討に着手

校長会にて
各学校の意見を聴取

関係会議で説明
具体的な調整を開始

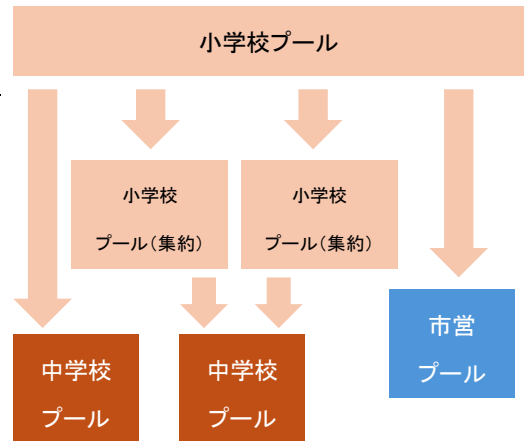
公営プールの活用 愛知県常滑市

多角的な検討により、小学校プールを市営または中学校プールに集約

- ▷集約化の方針策定にあたって、様々なケースを多角的に検証
- ▷小学校プールは順次廃止し、市営プールまたは中学校プールに集約
- ▷策定した方針に基づき、中学校プールは計画的に整備を進める

～全校保有し更新する場合と市営プールを活用した集約化をする場合の比較～

【全学校更新】	40 年間で 10 億円削減	【常滑市の方針】
学校屋外プールを順次リニューアル 40 年間の整備費: 約 27 億円		小学校プールは廃止して集約化 中学校プールは改修 40 年間の整備費: 約 17 億円



民営プールの活用 佐賀県伊万里市

施設・指導・移動で民間プールを活用

- ▷民間プールの活用による施設の維持管理コストの削減
- ▷水泳専門のインストラクターと連携した指導
- ▷移動バスの確保及び送迎も含めた委託

プールを大規模改修して使用し続ける場合と比較して、コストを抑制することができる。

【参考】民間プール利用委託料
令和元年度における2施設(各施設1校ずつ)の年間委託料合計: 1,944 千円

学校の職員によるプールや水質の管理が不要となり、見えないコストダウンを図れた
(水質管理には多くの時間がかかるため、職員にとって大きな負担となっていた)。



民間プールの活用事項とメリット

- プールの利用・・・ 充実した施設・設備
- 授業の指導・・・ 水泳の専門インストラクターによる指導
- プールと学校間の移動・・・ バス送迎も含めた契約が可能

(2) 外部指導者との連携

以下のように、水泳指導に専門的な知見や技術を有する外部指導者（インストラクターや有資格者等）と連携した指導を行うことによって、**技術指導の充実**や**教師の指導力の向上**が期待できます。

- 水泳授業実施に際して外部指導者等が技術指導や安全管理に参画
- 教師の指導力向上のための研修等に際して外部指導者と連携

外部指導者を含めて複数名による指導体制が確保できれば、**泳力等に応じたグループ別の指導**なども可能となります。

一方で、体育の授業であることを前提とした**当日の学習目標や指導内容、指導時の役割分担、児童生徒の状況**（児童生徒の泳力、特に配慮が必要な児童生徒への対応）等について、**施設側や外部指導者と事前の打合せや情報共有**を十分に行うとともに、個々の児童生徒の状況の観察や学習状況の評価、安全確認等について、**教師と外部指導者が連携して取り組むことが必要**です。

また、外部指導者と連携して授業を実施する際には、**安全確認の方法や非常時の対応**（手順の確認、AED等の救命具や通報手段の位置確認などを含む）等について、**指導に参加する教師・外部指導者・監視員等との間で十分な情報共有**を行い、**安全に授業を実施できる体制を整えておくことが大切**です。

なお、外部指導者を活用する場合であっても、当該指導者に全てを任せきりとはせず、**児童生徒の学習状況については担当教師が適切に見取り必要な指導を行うことが必要**です。また、外部指導者については担当教師から児童生徒に紹介する等、適切な指導環境を整えることに留意してください。

外部指導者の活用に関して、**学校外の相談体制等として、3. にて公益財団法人日本水泳連盟の窓口等を紹介**していますので併せて参考としてください。

(3) 学校プールの管理業務の委託やその他の負担軽減方策

学校プール等の施設・設備の管理は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）[※]において、「**教師以外が積極的に参画すべき業務**」、としており、管理業務に関する教師等の負担を軽減するための方策として、**民間業者への管理業務委託**が考えられます。また、学校で学校プールの管理を行う場合でも、自動で給水を止めるためのシステムの導入、複層的なチェック体制の構築、マニュアルの整備等を通じて、**学校プールの管理を特定の教師等に任せきりにせず、組織として適切に行うための環境整備が必要**です。

なお、学校プールを共同利用する場合には、拠点校となる学校の教師によるプールの管理の負担が増大しないように配慮することも必要です。

[※][公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号）](#)

(4) 安全確保に関する留意点

水泳授業は、水の事故に繋がる可能性があることを踏まえ、**安全管理の方法や緊急時の対応等について事前に指導者・監視者等で共有するとともに、児童生徒へも必要な指導を行うことが重要**です。特に、**学校外のプールを活用する場合や、日頃と異なる環境において授業を行う場合には、安全管理に問題が無いか、構造（水深やプールの形状（傾斜式、入水時のステップの有無等））も含めて、複数の指導者等により事前に十分な確認を行う等、対応に万全を期してください**。なお、監視に当たっては、目の前の児童生徒のみではなくプール全体を見渡した対応が必要であり、こうした方法等については、**公益財団法人日本ライフセービング協会において説明動画が公開**されているので参考としてください。

(5) 計画的な学校プール等の整備・管理

学校プールを含む学校施設の整備・管理等に際しては、教育効果や教師の負担軽減の観点なども考慮しつつ、自治体の公共施設マネジメントの一環として、域内の学校の実態を把握した上で、**様々な選択肢をシミュレーションし検討・対応を進めることが重要**です。こうした認識を教育委員会と学校で共有し、施設の集約化・複合化も含めた中長期的な視点を持ちながら、自治体内の部局を横断した専門的な知見も踏まえ、コミュニケーションを図ることが必要です。

なお、部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例等については、文部科学省において「[令和5年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書](#)」（令和6年8月）をまとめているので参考としてください。

3. 学校外の相談体制等

▶ 外部指導者の活用

水泳指導については、日本水泳連盟や日本スポーツ協会等の関係団体において指導者資格の認定制度が設けられています。学校や教育委員会等において、専門的な知見や指導力を有する外部指導者を必要とする場合には、これらの資格等の保有状況を参考にすることも考えられます。

(水泳指導者資格の例)

- ・基礎水泳指導員資格（日本水泳連盟）
- ・公認スポーツ指導者資格（日本スポーツ協会） 等

▶ 相談窓口等

学校の水泳授業への外部指導者の活用等については、日本水泳連盟が相談窓口を開設しています。学校外のプールを使った水泳授業の実施や外部指導者の活用等について検討する際にご活用ください。

(公財) 日本水泳連盟 学校水泳授業相談ダイヤル

03-6812-9061 (平日10:00~17:00)

※相談内容：学校や教育委員会が水泳授業の実施や外部指導者の活用について検討する際の相談等

※生徒や保護者からの水泳授業に関する相談を受け付ける窓口ではありませんのでご注意ください

参考資料

<主に施設整備等に関する資料>

- 学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和 7 年 3 月改訂）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm
- 令和 5 年度学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書（令和 6 年 8 月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tekisei/1420015_00008.htm
- 学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集（令和 2 年 3 月）
https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_sisetuki-000026367_1.pdf

<主に学校における管理・指導に関する資料>

- （公財）日本ライフセービング協会 e-Lifesaving（e-ラーニング、動画コンテンツ等）
 - ・守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全（子ども向け、指導者向け）
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>
 - ・監視の基本編（令和 7 年 4 月）（上記ページの一部）
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/leaders/monitoring.html>
- 学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（令和 6 年 7 月 10 日事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20240717-mxt_syoto01-000037116_10.pdf
- 学校における水泳事故防止必携（平成 30 年改訂版）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
- 水泳指導の手引（三訂版）（平成 26 年 3 月）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/10/1348570_1_1.pdf

チェックリストの例

各教育委員会・学校において、参考としていただけるよう、本資料の要点をチェックリストとしてまとめました。

チェックリストを含む本資料全体について、各地域の実情を踏まえて活用いただくことが重要であり、各自治体等において必要に応じて編集のうえ使用することを想定しています。

○ 施設整備等の検討に関するポイント【教育委員会向け】

<input type="checkbox"/>	① 各学校におけるプールの稼働状況や、維持管理の状況を把握する。
<input type="checkbox"/>	② ①と今後の入学者数の見込み等を照らし、必要なプール施設の見通しを整理する。
<input type="checkbox"/>	③ ②の見通しを踏まえ、具体的な整備や管理に関する計画を作成する。 ・各学校に1つずつプールを整備する以外にも「学校間での共同利用」「公営プールの活用」「民間プールの活用」等も視野に入れ、学校授業以外への活用の可能性（複合化・集約化）も含めて検討する。 ・児童生徒の学習機会の確保、教育効果、教師の負担に十分に留意する。
<input type="checkbox"/>	④ ③の計画について、施設担当部署やその他関係部署とも知見を共有し、中長期的な視点及び社会体育施設と一体的に整備すること等も含めた広い視野から更なる検討を進める。
<input type="checkbox"/>	⑤ ④で検討を進めた計画について、改めて、児童生徒の学習機会の確保、教育効果、教師の負担の観点を確認したうえで、実行に向けた調整を進める。その際、関係者の理解を十分に得ながら進めることが重要であることに留意する。

○ **学校外のプールを使用する際の留意点【学校向け】**

<input type="checkbox"/>	① 発達段階を踏まえた安全上の観点も含め、当該プールの他の利用者との兼ね合いについて事前に十分調整する。（時間帯を区切る、エリアで区切る、動線を精査する等）
<input type="checkbox"/>	② 当該プールへの移動手段を確保する。なお、貸切バスを利用する場合には、安全な乗降場所についても留意する。
<input type="checkbox"/>	③ 当該プール施設の構造や設備について事前に把握し、安全確認の方法、非常時の対応（AED・救命通報手段の確認などを含む）等について、施設管理者や指導に関わる者との間で十分な情報共有を行う。（※特に日頃と異なる環境に注意。構造は、水深やプールの形状（傾斜式、入水時のステップの有無等）も含めて確認が必要）
<input type="checkbox"/>	④ 実施に当たっては、施設への移動時間も考慮し、柔軟な時間割編成を行う。なお、施設への移動にバスを使用する際には、車内を事前事後学習や安全指導等に活用することも考えられる。
<input type="checkbox"/>	⑤ ①～④の内容を踏まえ、安全確保に関すること等について事前に児童生徒へ十分な指導を行うとともに、指導体制等について保護者にも必要な周知を行う。（※特に日頃と異なる環境に注意）

○ **外部指導者等と連携する際の留意点【学校向け】**

<input type="checkbox"/>	① 複数名による指導体制を確保できれば、泳力等に応じたグループに分けた指導が可能になることも視野に入れて調整する。
<input type="checkbox"/>	② 外部指導者には、体育の授業であることを前提とした各回の学習目標や指導内容について十分に共有し、必ずしも泳力向上のみを目的とした指導とならないよう連携を図る。
<input type="checkbox"/>	③ 併せて、指導時の役割分担や、児童生徒の状況（泳力や特に配慮が必要な対応等）について必要な情報共有を行い、特に安全面について遺漏のないようにする。（※特に日頃と異なる環境に注意）
<input type="checkbox"/>	④ 当該プール施設の構造や設備について事前に把握し、外部指導者等と、安全確認の方法、非常時の対応（AED・救命通報手段の確認などを含む）等について、十分な情報共有・連携確認を行う。（※特に日頃と異なる環境に注意。構造は、水深やプールの形状（傾斜式、入水時のステップの有無等）も含めて確認が必要）
<input type="checkbox"/>	⑤ 外部指導者に全てを任せきりとせず、児童生徒の学習状況については担当教師が適切に見取り必要な指導を行う。また、外部指導者については担当教師から児童生徒に紹介する等、適切な指導環境を整えることに留意する。

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

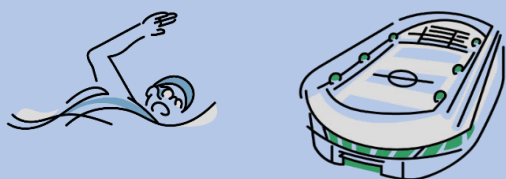


令和8年度予算額(案)	2,817,891千円
(前年度予算額)	3,208,456千円)
令和7年度補正予算額	2,200,565千円
(令和6年度補正予算額)	1,561,459千円)

事業開始年度 平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 地域のスポーツ環境の充実
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
 - 災害時には避難所として活用されるための環境整備(耐震化及び空調設備の整備等)

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

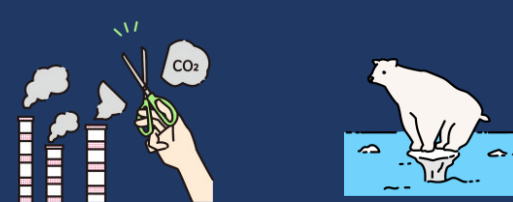
国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化(構造体・非構造体)
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO2排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3補助 ※空調新設、社会体育施設の複合化・集約化等は1/2

R8制度改正

- 社会体育施設の空調設備(新設)について、補助率引上げ措置の期間延長(令和12年度まで)

事業開始年度 令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修(28.2億円の内0.2億円)を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

社会体育施設を複合化・集約化する場合

補助率が **1/2** に引き上げられました



制度改正の概要

社会体育施設と他の公共施設（社会教育施設・子育て支援施設・学校施設など）とは、機能面等で共通点が多く、**施設の複合化による共通する機能（会議室や更衣室等）の共有**によって、**公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト削減**を図ることができます。こういった効率的な施設整備を推進するため、**社会体育施設を新改築する際、他の公共施設と複合化・集約化する場合の補助率を1/2**に引き上げました。

対象事業・補助要件

《 対象事業 》

地域スイミングセンター新改築事業

地域スポーツセンター新改築・改造事業

地域武道センター新改築事業

地域屋外スポーツセンター新改築事業

《 補助率 》

<現行>

1/3

<引き上げ後>

1/2

※ただし、毎年度の予算状況等を踏まえ、算定割合の引上げ要件を満たす事業であっても、事業採択の調整を行う場合あり。

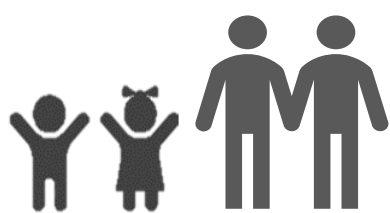
《 補助要件 》

- 整備される建物の **延床面積** が、複合化等の相手方を含めた公共施設（既存施設）より **10%以上削減**。
※ただし、複数の公共施設が対象になる場合、総面積で10%以上削減されること。
- 複数の既存施設を複合化・集約化し、一つ以上の施設として整備すること。
- 複合化等の相手方は、公共施設（社会教育施設、子育て支援施設、学校施設など）とする。

想定される整備内容（屋内プールの例）

学校プールを社会体育施設と複合化

学校プールを **社会体育施設として屋内プールに改築**し、授業以外の時間帯を一般開放。（既存の社会体育施設のプールを同時に廃止）

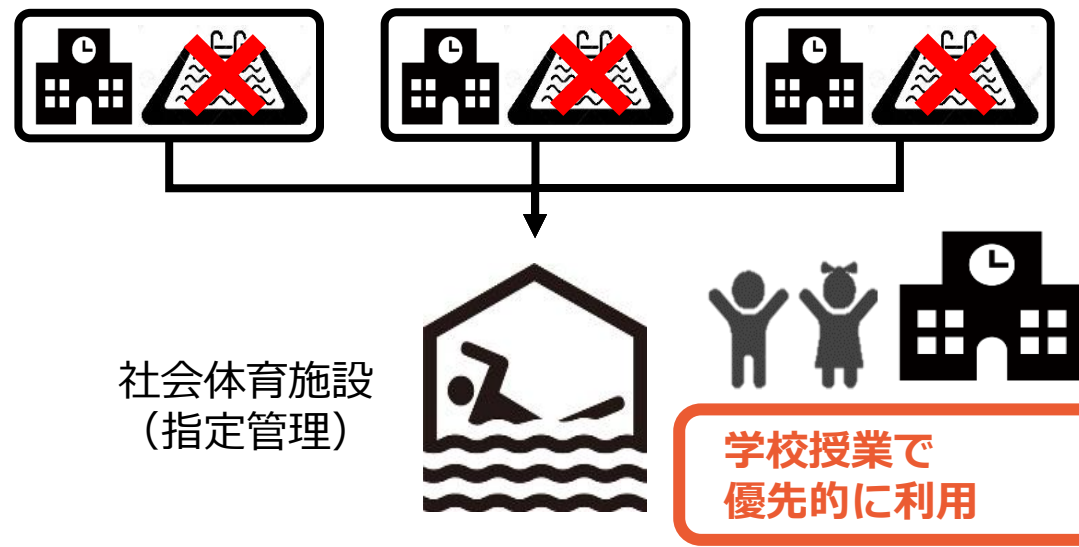


学校授業で優先的に利用

授業以外の時間を一般開放

学校プールの集約化

各学校で保有していたプールを廃止。
社会体育施設としてのプールを新改築し、学校が優先利用。



屋内プールの整備により
こんなメリットが！

- ✓ 年間通じて利用可能に。学校教育以外は地域へ開放。**住民の新たなスポーツの場に。**
- ✓ 維持管理を外部委託等することで、**教員負担の軽減にも寄与。**
- ✓ 天候や気温に左右されず、**計画的な水泳授業の実施が可能に。**
- ✓ 可動床の導入等により、利用者の体格や用途に合わせた**水深調整が可能に。**
- ✓ 屋外プールを利用する児童に比べ、倍以上の児童が水泳授業に対し好意的に。

持続可能な地域スポーツ・教育環境の実現に向けて、
中長期を見据えた検討をお願いします。